

別府市告示第 2 5 5 号

別府市介護人材確保（再就職・転職）支援金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 1 日

別府市長 長 野 恭 紘

別府市介護人材確保（再就職・転職）支援金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護事業所等の慢性的な人員不足解消のため、優秀な介護人材を長期的に確保し、及び育成することを目的とし、別府市内の介護事業所等で就労する者に対し、別府市介護人材確保（再就職・転職）支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第 2 条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 大分県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度のうち離職した介護人材の再就職準備金貸付事業による貸付金又は大分県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業による貸付金（以下これらを「貸付金」という。）の貸付けを受けたこと。
- (2) 次に掲げる介護事業所等で別府市内のもの（以下「対象介護事業所等」という。）で、2 年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したことにより貸付金の返還の債務の当然免除の決定を受けていること。
 - ア 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
 - イ 法第 8 条第 1 4 項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
 - ウ 法第 8 条第 2 4 項に規定する居宅介護支援を行う事業所
 - エ 法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設（健康保険法等の一部

を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。）

オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業所

カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

キ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う事業所

ク 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

(3) 対象介護事業所等で貸付金の返還の債務の当然免除の決定を受けた後、第4条第1項に規定する申請の日まで、引き続き、介護職員等として1年以上就労していること。この場合において、転職等のため対象介護事業所等に在籍しない期間があり、かつ、その期間が15日に満たないときは、当該期間は引き続き就労した期間とする。

(4) 別府市に住所を有していること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（支援金の交付額及び交付回数）

第3条 支援金の額は、10万円とする。

2 支援金の交付は、一人につき一回限りとする。

（支援金の交付申請及び請求）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸付金の返還の債務の当然免除の決定を受けた日後1年が経過する日から1年以内に、別府市介護人材確保（再就職・転職）支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 貸付金の返還の債務の当然免除の決定を受けたことが確認できる

決定通知書の写し

- (2) 別府市に住所を有していることが確認できる書類等
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 就労証明書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、申請者の同意があつて同項第2号及び第3号に掲げる書類に記載の事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（交付決定）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があつた場合は、支援金の交付の適否を審査の上、適当であると認めたときは、支援金の交付を決定し、申請者に別府市介護人材確保（再就職・転職）支援金交付決定通知書（様式第4号）により通知するとともに、支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び関係法令等の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別府市介護人材確保（再就職・転職）支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、貸付金の返還の債務の当然免除の決定を受けた日後1年が経過する日が令和6年4月1日以後である者について適用する。

(制定理由)

高齢化により深刻化する介護分野の人材不足を緩和するため、優秀な人材の再就職、転職及び離職防止を目的として別府市介護人材確保（再就職・転職）支援金を交付することにつき、必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。